

蟹江町協働地域づくり支援事業委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は第4次蟹江町総合計画の重点プログラムに基づき、住民による団体、グループ等（以下「団体等」という。）から公益性のある活動について企画提案を募集し、優れた提案をした団体等に対して、蟹江町（以下「町」という。）が当該事業の実施を委託することにより、地域課題の解決を図るとともに、団体等の活動をさらに活性化させ、住民と町との協働によるまちづくりを進展させることを目的とする。

(対象)

第2条 対象となる団体等は、公益活動を行うボランティア団体、NPO、町内会等の非営利団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 構成員は、町内に在住又は在勤する5人以上の者が含まれていること。
- (2) 代表者は、町内に住所を有する者であること。
- (3) 定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 団体等の活動目的が宗教、政治に関するものでないこと。
- (5) 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員（暴力団関係団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等でないこと。

2 事業の実施対象となる地域は、蟹江町内とする。

(委託業務の内容)

第3条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般型協働事業
- (2) ステップアップ型協働事業

2 一般型協働事業は、公益性（不特定多数の者の利益の増進）に寄与する非営利事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの推進に資するものであること。
 - ア 心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり
 - イ 次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり
 - ウ 豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり

エ 誰もが元気に楽しく住みつづけたいとなるまちづくり

オ その他かにえの魅力を創出するまちづくり

(2) 団体等が実施可能であり、町が関わる必要性が認められるもの

(3) 団体等と町が協働で実施することにより事業効果が高まるもの

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 営利、宗教及び政治を目的とするもの

(2) 専ら調査、研究を目的とするもの

(3) 過去に一般型協働事業として採択されたもの

4 団体等は、企画提案を行う前に役場の関係課及びふるさと振興課と計画事業の内容について、必ず事前相談を行うこと。

5 ステップアップ型協働事業は、前年度に一般型又はステップアップ型協働事業を実施した団体等が、その実施事業の内容を継承して、より効果的な取り組みを実施するものとし、第2項の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該協働事業として5年間採択された実績のある団体等は対象外とする。

(委託金)

第4条 対象となる経費は、事業に直接要する経費とする。ただし、事業に係る経費のうち次に掲げるものは対象経費から除く。

(1) 支出に係る食料費

(2) 参加費、負担金、売上金、寄付金等の収入を充てるべき事業への充当

(3) 私有財産や個人の受益に帰属することとなるものに係る費用への充当

2 団体等に対し交付する委託金は、上限150,000円とする。ただし、当該協働事業として3年間採択された実績のある団体等は、上限100,000円とし、4年間採択された実績のある団体等は、上限50,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において町長が特に必要であると認めるものは、この限りでない。

(実施期間)

第5条 事業の実施期間は、当該年度7月から翌年2月までの間で、団体等が提案する期間とする。ただし、ステップアップ型協働事業は当該年度4月から適用する。

(企画提案の募集)

第6条 町は回覧、ホームページ等により、団体等の企画提案を募集する。

(手続き等)

第7条 団体等が企画提案するに当たり必要とする手続き、町長が実施事業を決定する手順及び事業の実施に係る手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体等は、一般型協働事業提案書(様式第1号の1)又はステップアップ型協働事業提案書(様式第1号の2)により企画提案を行うものとする。
ただし、提案できる事業数は、一般型協働事業、ステップアップ型協働事業ともに、1団体につきいずれか1事業とする。
- (2) 団体等は、別に定める蟹江町協働地域づくり支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案内容等についての詳細説明を行うものとし、審査委員会は、関係課に対してその提案内容等について意見を求めるものとする。
- (3) 審査委員会は、団体等の提案内容等を一般型協働事業においては次に掲げるアからオまでの項目について、ステップアップ型協働事業においてはアからキまでの項目について審査を行い、実施事業を選考する。
 - ア 公益性
 - イ 地域等ニーズの把握及び課題分析の的確さ
 - ウ 事業の必要性と効果
 - エ 事業の実現性及び団体等の実行性
 - オ アピール力
 - カ 前年度実施事業の継承性
 - キ 前年度実施事業のさらなる効果
- (4) 町長は、審査委員会の選考結果を参考に実施事業を決定するものとする。
- (5) 関係課は、事業の円滑な推進について配慮するものとし、必要な支援等の措置を講ずるものとする。
- (6) 町は、決定した事業概要等について町公式ホームページ等で公表し、実施について広報するものとする。
- (7) 団体等は、事業の実施に係る委託契約を町と締結し、事業内容の変更、中止又は当該事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合は、

町に対して速やかに報告するとともに、町の指示を受けるものとする。

- (8) 団体等は、当該事業が完了した日から起算して1箇月以内に、事業完了報告書（様式第2号）及び委託金請求書（様式第3号）を提出するものとする。ただし、最終提出期限は、事業年度3月末日から起算して14日前までとし、当該日が日曜日及び土曜日に当たる場合は、直後の平日とする。
- (9) 事業の実施に係る収支の出納期限は、前号の最終提出期限までとする。
- (10) 町は、事業の成果について町公式ホームページ等で公表するものとする。

（委託金の前金払）

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、第4条に定める委託金を団体等に対して前金払をすることができる。

2 前金払の金額は、総事業費の3分の2まで（千円未満は切り捨てる。）とする。

3 団体等は、前金払を受けようとするときは、事業に係る委託金前金払請求書（様式第4号）を提出するものとし、当該事業が完了した日から起算して1箇月以内に残額について委託金請求書（様式第3号）を提出するものとする。

（委託金の返還）

第9条 町長は、団体等が行った事業の内容が第3条に照らし適当でないと認めるときは、委託金の全額若しくは一部を支払わず又は支払った委託金の全額若しくは一部を返還させることができる。

（委託金に係る帳簿及び証拠書類の整備保管）

第10条 団体等は、委託業務に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。